⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２社の組合せとする。

①　中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

②　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者（①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

③　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、中部地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚発第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、平成22年５月14日において次の要件を満たすものとする。

①　平成８年度以降に元請けとして、次の㋐から㋓までに掲げる基準をすべて満たす鋼橋を製作・架設した工事を施工した実績を有すること。（経常建設共同企業体にあっては、全ての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有すること。）なお、㋐から㋓までは、同一工事であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。（乙型にあっては分担工事の実績に限る）。）。但し、同一橋梁で、製作と架設が別発注工事の場合は、同一橋梁の根拠を提出することで同一工事と認める。

㋐　道路橋（ＴＬ－20以上のものとする。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通システムに係るものを除く。）の工事。

㋑　橋梁形式が単純鈑桁橋（鋼床版橋を除く。）以外の鋼橋の工事。

㋒　最大支間長が35m以上の工事。

㋓　床版形式が鋼・コンクリート合成床版（グレーチング床版を除く。）の工事。

なお、当該実績が国土交通省及び県等が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

②　建設業法（昭和24年法律第100号）の鋼構造物工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③　建設業法の鋼構造物工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が30%以上の出資であるものとする。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

７　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

６⑴①の認定（６⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も４及び５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、６⑴①の認定を受けていない構成員が６⑴①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。なお、この場合において、６⑴①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに６⑴①の認定又は６⑴①の一般競争参加資格がないとの認定（６⑴①の中部地方整備局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

８　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

９　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「東海環状祖父江南高架橋鋼上部工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の認定を受けていなければならない。

招　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

平成22年４月16日

国立大学法人山形大学工学部長　大場　好弘

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　06

○第２号

１　調達内容

⑴　品目分類番号　26

⑵　導入計画物品及び数量

有機薄膜太陽電池作製・評価システム　一式

⑶　調達方法　購入等

⑷　導入予定時期

平成22年度12月以降

⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件

Ａ　薄膜作製・光電物性評価システム

①真空蒸着室として、有機薄膜を作製するための成膜室と、金属電極を作製するための成膜室を、それぞれ１室以上備えること。

②真空蒸着部とグローブボックスが連結され、大気暴露することなく基板をグローブボックスに搬送する機構を備えること。

③グローブボックス内において、分光感度測定、ＡＭ1.5疑似太陽光に対する太陽電池出力特性の評価が可能なシステムを備えること。

Ｂ　光励起状態測定装置

①過渡吸収測定を行うための、ポンプ・プローブシステムを備えること。

②測定波長範囲として、400nm～1400nmをカバーすること。

③光源として、フェムト秒レーザーシステムを備えること。

Ｃ　薄膜微細構造評価システム

①走査型プローブ顕微鏡システムを備え、有機薄膜の表面構造が観察できること。

②1000倍以上の倍率の光学顕微鏡像を撮影できること。

③30㎜角までの大きさの基板をセットできること。

２　資料及びコメントの提供方法　上記１⑵の物品に関する一般的な参考資料及び同⑸の要求要件等に関するコメント並びに提供可能なライブラリーに関する資料等の提供を招請する。

⑴　資料等の提供期限　平成22年５月17日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提供先　〒992―8510 米沢市城南４－３－16　山形大学工学部財務会計チーム　小野　秀勝　電話0238―26―3009

３　説明書の交付　本公表に基づき応募する供給者に対して導入説明書を交付する。

⑴　交付期間　平成22年４月16日から平成22年５月17日まで。

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。

４　説明会の開催　本公表に基づく導入説明会を開催する。

⑴　開催日時　平成22年４月26日14時00分

⑵　開催場所　山形大学工学部講義棟３階会議室

５　その他　この導入計画の詳細は導入説明書による。なお、本公表内容は予定であり、変更することがあり得る。